

事務連絡  
令和4年（2022年）2月24日

熊本県新型コロナウイルス対策協議会委員 各位

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について  
このことについて、令和4年（2022年）2月9日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、本県においては別紙のとおり対応することとしておりますので、内容を御了知のうえ、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

なお、貴所管の関係機関等への周知について、御協力くださいますようお願いいたします。

<参考>

○国事務連絡掲載URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895948.pdf>

○県ホームページURL

「【陰性証明は不要です】新型コロナウイルス感染症に感染した方等の職場復帰について」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/126586.html>

**【問合せ先】**

熊本県健康福祉部健康危機管理課

感染症対応第二班 益田、宮本

TEL 096-333-2630

(別紙)

令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」に係る  
本県の対応について

#### ○療養・待機期間終了時の取扱いについて

陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養解除・待機を終了することになります。また、保健所から対象者へ予め説明しますので、終了時に保健所から改めて連絡を行いません。

なお、県療養支援センターにおいて健康観察を行っている方についても、健康観察終了をもって療養期間も終了であることを予め説明します。

#### ○就業制限について

保健所が陽性者に対し、療養期間中に就業しないことに協力が得られると確認した場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行わないことが可能となりました。

また、就業制限を行わない方（みなし陽性者を含む。）に対しては、本人から療養期間の証明を求められた場合は、「新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る協力要請通知書」の交付または「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」等の発行にて適宜対応することとします。

#### ○就業再開時の陰性証明について

療養解除や待機期間終了後に、職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に陰性証明を提出する必要がないことが、別添「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」にも示されていますので、御留意いただきますよう、併せてお願いします。（厚生労働省から各都道府県労働局へ周知済みです。）

さらに、本件については県ホームページ等により周知を行っておりますので、保健所への問合せについてはお控えくださいますようお願いいたします。

※国事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」掲載URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/000891476.pdf>